

平成 31 年 第 1 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 31 年第 1 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 31 年 1 月 17 日 (木)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 31 年 1 月 17 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 31 年 1 月 17 日 午前 11 時 20 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男		13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 1 番	道山 幸治	席番 2 番	矢野 博		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	小園 義行	○
2	樽野 利秋	○	10	坪山 博志	○
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	○
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	○
5	池添 昭一	○	13	脇田 祐二	○
6	熊野 廉太郎	○	14	橋口 美一	○
7	原田 純一	○	15	中之内 瑞穂	○
8	田尾 昭三	○	16	大原 雅隆	○

会議に付した 事 件	議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 2号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 5号 非農地証明願の承認について 議案第 6号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 7号 農用地利用集積計画決定について 議案第 8号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名につ いて
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	山下	<p>ただいまから、平成 31 年第 1 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 1 番、道山委員と、席番 2 番、矢野委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>あっせん活動の報告をいたします。〇〇さんの分をあっせん中でありませんが、なかなか価格が合わずに難航しております。引き続き、成立に向けて頑張っていきたいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>10 月の総会で依頼のありましたあっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>千葉県佐倉市上志津〇〇の〇の〇にお住まいの〇〇さんです。あっせんの土地は有明町原田 2194 番 908 m²の田です。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、田畑 60ha を耕作しておられます。購入地の田には水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>幹旋価格は 30 万円でした。あっせん委員は、原田委員と私で行いました。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山迫	<p>〇〇さんの幹旋ですが、今、交渉中でございます。以上でございます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	福岡	会長から依頼のありました〇〇さんのあっせんの件ですが、白坂委員と活動しておりましたが、〇〇さん本人よりあっせんを打ち切ってほしいと申し出がありましたので、打ち切りたいと思います。
議長	山下	ただ今、福岡委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、打ち切りといたします。 次に、坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	はい。〇〇さんのあっせんの分ですが、上野委員と認定農家を中心に数名の方にあたっておりますが、厳しい状況であります。引き続き、斡旋活動を継続いたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	12月の総会で依頼のありました、〇〇さんの斡旋が成立いたしましたので報告いたします。 あっせん成立資料4ページ、1番のとおり、有明町伊崎田山下8523番2田1,299㎡、8523番3田562㎡、8519番1田939㎡、8519番2田1521㎡の4筆です。 譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地の〇〇さんです。 〇〇さんは、認定農業者であり生産牛33頭の畜産農家です。 あっせん価格は4筆で80万円でした。あっせん成立日は1月8日、あっせん委員は中之内瑞穂委員と私で行いました。報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、私の関係分について、報告いたします。 1月4日、志布志市成人式が文化会館で開催されました。新成人251名の出席でした。 1月10日、定例常設審議委員会、及び、情報事業推進会議がレンブラントホテルで開催されました。 次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 今回は、6件の申請でございます。

<p>委員 神宮司</p>	<p>まず、6 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>神宮司委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 1 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書 6 ページに記載されているとおりです。申請地の場所は、県道 523 号志布志有明線を大迫橋から本庁へ向かい 1.3 キロ程進んだところから南へ左折し、400 メートル程進んだ所にあるエース総合運輸株式会社鹿児島営業所を右折し、150 メートル進み、そこから左折して 300 メートル進んだ南東に申請地がまとまってあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦でサトイモやカボチャを生産されています。申請地には水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 2 台、耕運機 2 台、ハーベスタ 1 台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 2 番を審議いたします。</p> <p>同じく、神宮司委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 神宮司</p>	<p>会長より依頼のありました、番号 2 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書 6 ページに記載されているとおりです。申請地の場所は、国道 523 号志布志有明線を大迫橋から有明本庁へ向かい、1.3 キロ進</p>

		<p>んだ所から北へ右折し、600メートル進んだところの西側道路沿いにあります。</p> <p>本人宅からは、車で約10分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、主に甘藷を栽培し、申請地にも甘藷を栽培するとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター5台、自走式田植機1台保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませ。</p> <p>次に、7ページ、番号3番を審議いたします。</p> <p>道山委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	道山	<p>会長より依頼のありませ、番号3を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されていとおります。申請地の場所は、県道3号日南志布志線を志布志小学校から八野潤ヶ野方向へ3キロ進み、高橋建設の先を右折し、南東へ200メートル進んだ左側に位置します。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと2人でピーマンを栽培しており、申請地にもピーマン苗の育苗をされるということでありませ。</p> <p>農機具は、トラクター1台、軽トラ1台、動力噴霧機、管理機を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p>

		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号4番を審議いたします。
		矢野委員説明をお願いいたします。
委員	矢野	会長より依頼のありました、番号4について報告いたします。
		譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所より通山方向に3キロメートル程進み、そこから東へ100メートルの所にあります。
		本人宅からは、車で約5分のところがございます。
		〇〇さんは、兼業農家であり妻と二人で米を栽培しており、申請地にも米を作付けする予定とのことです。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまゝす。また周囲の状況からも支障はないと思われまゝす。
		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号5番を審議いたします。
		番号5番と8ページ、番号6番は、立山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、立山委員には、ここで、

		<p>退席をお願いいたします。</p> <p>(立山委員 退席)</p>
議長	山下	<p>番号5番と8ページ、番号6番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますがご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、永田委員説明をお願いいたします。</p>
委員	永田	<p>会長より依頼のありました、番号5について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、芝用交差点前の信号から国道を岩川方向に進み、山重小学校手前50メートルを右折して100メートル行った所にあります。</p> <p>本人宅からは、500メートルのところあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと二人で肉用牛10頭、牧草100アールを作付けしており、申請地にも牧草を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター1台、草刈りモア一1台、軽トラ1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>次に番号6を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん30歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、芝用交差点前の信号の国道を岩川方向に進み、30メートル行った所を右折し、200メートル行った所にあります。</p> <p>本人宅からは、車で2、3分のところあります。</p> <p>〇〇さんは、5年前から父〇〇さんと農業をされており、今回独立されて新規認定就農者となり肉用牛50頭を飼育しております。申請地にも牧草を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター3台、ショベル2台、牧草収穫機一式を親子3人で共有しております。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。</p> <p>まず、7ページ、番号5番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8ページ、番号6番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで立山委員の入室を許可します。</p> <p>(立山委員 入室)</p> <p>よって日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、田尾委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第2号、番号1番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は道山委員、神宮司委員と私と事務局より2名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇〇団地〇号の〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は5ページから7ページになります。</p>
委員	田尾委員	

		<p>場所は、広域農道沿いにある原田校区のラーメン秀から北側に 80 メートル行った左側です。変更後の用途、除外の目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は畑です。排水につきましては、合併浄化槽で東側側溝に流すとのことでした。</p> <p>周囲はブロックを積み、土砂等が流出しないよう措置し、隣接地との間隔を十分とり農地に日照等の特別な影響を及ぼさないようにするとのことでした。</p> <p>申請地は農用地区域内農地であり、10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 2 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、神宮司委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>議案第 2 号、番号 2 番について報告します。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は道山委員、田尾委員と私神宮司です。事 務局より 2 名、農政畜産課から 1 名が同席されました。</p> <p>申請人は、肝属郡東申良町新川西〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>立会人は、有限会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙 総会資料は 8 ページから 10 ページになります。</p> <p>場所は、市役所本庁より南へ 3.4 キロ進んだ肆部合の信号を左折し、100</p>

		<p>メートル程登った右側にあります。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は駐車場です。既存施設の拡張で、現在の駐車場が狭く車の出入りや混雑で危険な状態にあるとのこと。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は雑種地、南側は田、西側は公衆用道路です。排水は、既存の水路が入っています。</p> <p>申請地は農振農用地区域内にあり、10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、許可できる場合の既存施設の拡張に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号3番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>議案第2号、番号3番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は道山委員、田尾委員と私神宮司です。事務局より2名、農政畜産課から1名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は11ページから13ページになります。</p> <p>場所は、有明町普現堂公民館から西へ500メートル進み、交差点を左折して100メートル先の右手にあります。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は用悪水路、南側は畑、西側も畑です。</p> <p>排水は、合併浄化槽を利用して道路側の側溝に流すとのことでした。周囲</p>

		<p>にコンクリートブロックを積み、土砂、雨水等が隣接地に流出しないようにすると説明を受けました。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内であり、10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号4番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>議案第2号、番号4番についてご報告いたします。</p> <p>総会資料は14ページから16ページになります。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は道山委員、田尾委員と私神宮司でした。事務局より2名、農政畜産課から1名同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志福山線県道63号線沿いにあるプリンス伊崎田を北へ100メートル程登り、左折し、高規格道路の歩道橋の手前を右へ100メートルの所にありました。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は木材加工場兼事務所です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側も山林、南側も山林、西側は畑です。</p> <p>排水は、申請地と南西側の隣接に排水路を設置して道路側溝へ流すとのことです。</p>

		<p>申請地は、農用地区域内にあり、平成 17 年に転用許可を受けて鶏舎が建築されておりますが、鶏舎は農用地区域に区分されるため、農用地区域から除外されていませんでした。</p> <p>今回、養鶏をやめ、夫が経営する株式会社〇〇の木材加工場兼事務所として使用するために農用地区域からの除外を申請するものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 5 番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、神宮司委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>議案第 2 号、番号 5 についてご報告いたします。</p> <p>別紙総会資料は 17 ページから 19 ページです。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は道山委員、田尾委員と私神宮司です。事 務局より 2 名、農政畜産化から 1 名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。場 所は、先ほど説明しました番号 4 の木材加工場の敷地の南西側に隣接しま す。</p> <p>変更後の用途は、除外の目的は、番号 4 の木材加工場の資材置き場と駐 車場、太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は公衆用道路、西側は山 林です。排水は、番号 4 の木材加工場と一体的に整備し、道路側溝に流す とのことです。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>申請地は、山林と原野に変更されており、現況も農地ではありませんが農用地区域内にあるため、今回除外を申請するものです。周囲への農地の影響はないものと思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号6番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、神宮司委員の 報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 神宮司</p>	<p>議案第2号、番号6番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は道山委員、田尾委員と私神宮司です。事務局より2名、農政畜産課から1名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は20ページから22ページになります。</p> <p>場所は、番号4番の隣接になります。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は原野、東側は山林、南側は宅地、西側は山林です。排水は、番号4の木材加工場と同じ排水路を利用するほかに、周囲農地に影響のないように傾斜をつけて水路放流するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、11 ページ、番号 7 番を審議いたします。 番号 7 番から番号 9 番までは、関連があるため、一緒に説明を受けたい と思っておりますがご異議ありませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 現地を調査された、道山委員の 説明をお願いいたします。
委員	道山	番号 7 番から番号 9 番までを一括して説明いたします。 まず、番号 7 番についてご報告いたします。 別紙総会資料は 23 ページから 25 ページをご覧ください。 調査日は 1 月 7 日、調査委員は神宮司委員、田尾委員と私と事務局より 2 名、農政畜産課から 1 名が同席されました。 申請人は、福岡市博多区博多駅前〇丁目〇番〇号の株式会社〇〇代表取 締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。場 所は、国道 269 号を有明から岩川方面へ進み、山重小学校から 800 メートル 進んだ交差点を左折し、2.5 キロ進んだ右側にあります。 変更後の用途、除外の目的は太陽光発電施設です。 周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。 排水につきましては、既存の側溝、そして外周に高さ 50 センチの畦畔を設 置し、区域外に土砂、雨水の流出がないようにするとのことでした。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつてい ないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 次に、議案第 2 号、番号 8 番についてご報告いたします。 調査日は 1 月 7 日、調査委員は神宮司委員、田尾委員と私と事務局よ

り2名、農政畜産課から1名が同席されました。申請人は、福岡市東区原田〇丁目〇番〇号の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。

立会人は、行政書士の〇〇さんでした。

申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は26ページから28ページになります。

場所は、先ほどの7番の隣接地になります。

変更後の用途、除外の目的は、同じく太陽光発電施設です。

周囲の状況は、北側は山林、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。

排水につきましては、既存の側溝、そして外周に高さ50センチの畦畔を設置し、区域外に土砂、雨水の流出がないようにするとのことでした。

申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。

続きまして、番号9についてご報告いたします。

調査日は1月7日、調査委員は神宮司委員、田尾委員と私と事務局より2名、農政畜産課から1名が同席されました。

申請人は、鹿児島市城山〇丁目〇番〇号の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。

総会資料は29ページから33ページになりますが、30ページの方に譲受人等の明細が記載されております。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。

申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

場所は、7番、8番の隣接地であります。

変更後の用途、除外の目的は太陽光発電施設です。

周囲の状況は、北側は山林、東側は山林、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水につきましては、同じく、既存の側溝、そして外周に高さ50センチの畦畔を設置し、区域外に土砂、雨水の流出がないようにするとのことでした。

申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。

以上のことにより、7番、8番、9番につきまして、調査員協議の結果、農用地から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長	山下	はい、ご苦労さまでした。 まず、番号7番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号8番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号9番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号10番を 審議いたします。 現地を調査された、長岡委員の 報告をお願いいたします。 議案第2号、番号10番について報告させていただきます。 調査日は1月7日、調査委員は坂中委員、脇田委員と私と事務局より2名が同席されました。 別紙総会資料は34ページから37ページをご参照ください。始末書付きの案件であります。 申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇の〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんであります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりであります。
委員	長岡	

		<p>す。場所は、松山町尾野見小学校から県道 499 号線柿木志布志線を南に志布志方向へ 2 キロ進み、遠迫商店近くの交差点より市道中島中村線を進んだ交差点の北側に位置する場所であります。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は、車庫、ブロック塀、資材置場、防風垣です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側も宅地であります。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございましたか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 11 番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、長岡委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 2 号、番号 11 番について報告させていただきます。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は坂中委員、脇田委員と私と事務局より 2 名が同席されました。</p> <p>別紙総会資料は 38 ページから 40 ページをご参照ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇号の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんであります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでありま</p> <p>す。場所は、松山町尾野見小学校から県道 499 号線柿木志布志線を南に志布志方向へ 2 キロ進み、遠迫商店近くの交差点より市道中島中村線を 1 キ</p>

		<p>口程進んだ交差点の北側に位置します。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は農家住宅であります。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は畑です。排水は、合併浄化槽で市道側溝に流すとのこと。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、12ページ、番号12番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、長岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第2号、番号12番について報告させていただきます。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は坂中委員、脇田委員と私と事務局より2名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇号棟の〇〇さんであります。</p> <p>別紙総会資料は41ページから43ページをご参照ください。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりであります。場所は、松山町尾野見小学校から県道499号線柿木志布志線を南に志布志方向へ2キロ進み、遠迫商店近くの交差点より市道中島中村線を1キロ程進んだ交差点の北側に位置します。先ほどの隣であります。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側</p>

		<p>は畑であります。排水は、合併浄化槽で市道側溝に流すとのことです。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地区域から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号13番を審議いたします。</p> <p>番号13番と番号14番は、坂元委員に関係が ございますので農業委員会 等に関する法律第31条の規定により、坂元委員には、ここで退席をお願 ひいたします。</p>
		(坂元委員 退席)
議長	山下	<p>それでは、番号13番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坂中委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>それでは、議案第2号、番号13番について報告いたします。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は長岡委員、脇田委員と私です。事務局か ら2名が同席されました。</p> <p>別紙総会資料は44ページから47ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市松山町新橋〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。場 所は、松山町新橋の宮田山の麓を走る市道中山豊留線を泰野から豊留方向 に進み、市道大谷芝之元線にのり1キロ程進んだ所 がありました。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は堆肥舎、資材置場、駐車場、通路です。</p>

		<p>ここには、既に目的物が建設されており、始末書付きの案件となっております。お茶で農業経営をするにあたり、有機栽培による茶葉の生産を目指し、有機発酵堆肥を製造し、茶葉への追肥を行っておられます。</p> <p>品質のよい茶葉生産に励んでおられます。</p> <p>周囲の状況は、北側は河川、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水は、生活排水、し尿は発生せず、雨水については北側の水路に放流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の 変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 14 番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、坂中委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>議案第 2 号、番号 14 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は長岡委員、脇田委員です。事務局より 2 名同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市松山町新橋〇〇番地の合同会社〇〇代表社員〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙総会資料は 48 ページから 50 ページになります。</p> <p>申請地の場所は、13 番で説明しました隣接地になります。</p> <p>変更後の用途は堆肥舎、資材置場、駐車場、通路です。</p> <p>茶葉生産のため、隣接地と同じように堆肥舎を建設、有機発酵堆肥の安定生産と会社の規模拡大を図りたいとのことでした。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は河川、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は畑です。排水は、同じく、生活排水、し尿は発生せず、雨水については北側の水路に放流するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで坂元委員の入室を許可します。</p> <p>(坂元委員 入室)</p>
議長	山下	<p>よって、日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>14 ページ、番号1 番を審議いたします。</p> <p>番号1 番は、先ほどの議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号10 番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号2 番を審議いたします。</p>

		<p>番号2番は、坂元委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により、坂元委員には、ここで退席をお願いいたします。</p> <p>(坂元委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、番号2番を審議いたします。</p> <p>番号2番は、先ほどの議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号13番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで坂元委員の入室を許可します。</p> <p>(坂元委員 入室)</p>
議長	山下	<p>よって、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、16ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、坂元委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により、坂元委員には、ここで退席をお願いいたします。</p> <p>(坂元委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、先ほどの議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号14番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで坂元委員の入室を許可します。</p> <p>(坂元委員 入室)</p>

議長	山下	次に、番号2番を審議いたします。
		現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第4号、番号2について報告いたします。
		調査日は1月7日、調査委員は長岡委員、脇田委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。
		別紙総会資料は51ページから53ページをご覧ください。
		譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、曾於市末吉町二之方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。親子関係になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		申請地の場所は、松山支所から曾於市末吉町に向かう広域農道にある松山温泉入口の所から北へ右折し、500メートル程進んだ所にあるまこも自治会公民館の北側50メートルのところにありました。
		転用目的は一般住宅です。
		周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水につきましては、農業集落排水施設を利用するとのことでした。
		申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号3番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第4号、番号3について報告いたします。
		調査日は1月7日、調査委員は長岡委員、脇田委員と私、事務局から2

		<p>人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は 54 ページから 56 ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、福岡県福岡市南区長住〇丁目〇番〇ー〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、北大原にあるファミリーマート見帰店がある交差点から横尾下方向へ向かう市道町原弓場ケ尾線をファミリーマートの交差点から 200 メートル進み、交差点を東へ 100 メートル進んだ所がありました。</p> <p>転用目的は建売住宅です。周囲は宅地化しております。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水は、各戸、合併浄化槽を使い南側にある市道側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、17 ページ、番号 4 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された長岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 4 号、番号 4 について報告させていただきます。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は坂中委員、脇田委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p>

		<p>別紙総会資料は 57 ページから 59 ページをご参照ください。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、東京都港区港南〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、北大原にあるファミリーマート見帰店がある交差点から横下方向へ向かう市道町原弓場ケ尾線を 400 メートル進み、西へ 500 メートル程進んだ所にあります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は畑であります。排水は、西側に水溜を造りその後、市道側溝へ流すとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 5 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>議案第 4 号、番号 5 について報告いたします。</p> <p>別紙総会資料は 60 ページから 62 ページを参照下さい。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は神宮司委員、田尾委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇さんです。</p>

		<p>譲受人は、福岡県福岡市博多区空港前〇丁目〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、国道 220 号線を志布志から鹿屋方向へ進み、菱田橋の手前菱田橋東信号を右折し、800 メートル進んだ左側に位置します。</p> <p>転用目的は倉庫、事務所、駐車場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は田、西側も田です。排水は、合併浄化槽を設置し、雨水は貯水地を設置設することでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。</p> <p>第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は例外にあります農業従事者就業機会増大寄与施設に該当します。当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が 3 割以上であるか否かをもって判断することとされております。今回の施設には、12 名の雇用予定であるということでありまして、そのうち、4 名の農業従事者を雇用されるということがあります。よって、この農業従事者の割合が 3 割以上ということでありありまして、以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 6 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>議案第 4 号、番号 6 について報告いたします。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は神宮司委員、田尾委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は 63 ページから 65 ページを参照ください。</p>

		<p>譲渡人は、神奈川県横須賀市長浦町〇丁目〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、福岡県福岡市博多区空港前〇丁目〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほどの5番と隣接地でございます。</p> <p>転用目的は倉庫、事務所、駐車場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は田、南側も田、西側も田です。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は先ほどの例外にあります農業従事者就業機会増大寄与施設に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、18ページ、番号7番を審議いたします。</p> <p>番号7番は、平成30年10月総会の議案第82号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号29番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号8番を審議いたします。</p> <p>番号8番は、平成30年4月総会の議案第35号、農業振興地域整備計画</p>

		<p>変更協議に係る番号 14 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 7、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 5 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p>
委員	脇田	<p>最初に、20 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、脇田委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 5 号、番号 1 について報告します。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は長岡委員、坂中委員と私です。事務局から 2 人同行されました。</p> <p>別紙説明資料は 66 ページから 68 ページです。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志から串間に向かう国道 220 号線にある外岩戸石油店手前 50 メートルを右折し、南南西に 120 メートル進み、さらに西へ 40 メートル進み、そこから北へ 30 メートル進んだ所にありました。</p> <p>申請地は、宅地化しており、平成 8 年に南側隣接地に住宅が建築され、以降現在まで宅地として一体的に利用されており、住宅建築時にはみ出たまま 20 年以上経過したとのことでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は宅地、南側も宅地、西側は畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号2番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、脇田委員の説明をお願いいたします。
委員	脇田	議案第5号、番号2について報告いたします。 調査日は1月7日、調査委員は長岡委員、坂中委員と私と、事務局から2人でした。別紙説明資料は69ページから71ページです。 申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、志布志から串間へ向かう県道3号日南志布志線から倉園橋を渡り、旧八野小学校へ向かう市道池野和田線にはいり、北へ600メートル程進んだ所から右折し、東へ500メートル程進んだ所にありました。 申請地は、山林化しており、山林の間に位置する土地であり、高齢となり耕作が困難となった願出人の父が平成4年頃にクヌギを植林し、以降現在まで20年以上耕作されず、山林化したとのことでした。 周囲の状況ですが、北側は山林、東側は畑、南側も畑、西側は原野です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号3番を審議いたします。 現地を調査された、田尾委員の説明をお願いいたします。

委員	田尾	<p>議案第5号、番号3について報告いたします。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は道山委員、神宮司委員と私と、事務局から2人でした。別紙説明資料は72ページから74ページです。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、有明町の市道立本草野間の立本公民館から北へ70メートルの所です。</p> <p>ここは20年以上前から神を祭る祠が建っており、近隣の住民が参拝しているため、農地に復元できないものです。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号4番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、田尾委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	田尾	<p>議案第5号、番号4について報告します。</p> <p>調査日は1月7日、調査委員は道山委員、神宮司委員と私と、事務局から2人でした。別紙説明資料は75ページから77ページです。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、3番で報告したすぐ隣でした。</p> <p>ここは、昭和62年に東側隣接地に住宅が建築され、以降現在まで宅地と</p>

		<p>して一体的に利用されており、20年以上耕作されていないものです。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、21 ページ、番号 5 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、田尾委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	田尾	<p>議案第 5 号、番号 5 について報告します。</p> <p>別紙説明資料は 78 ページから 80 ページです。</p> <p>調査日は 1 月 7 日、調査委員は道山委員、神宮司委員と私と、事務局から 2 人でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 512 号東原大崎線沿いの九州昭和産業有明農場から北に 100 メートル進んだ左側です。</p> <p>昭和 56 年に父が亡くなって以降現在まで 30 年以上耕作されておらず、山林化したものでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は田、東側も田、南側は山林、西側も山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号6番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、田尾委員の説明をお願いいたします。
委員	田尾	議案第5号、番号6について報告いたします。 別紙説明資料は81ページから83ページです。 調査日は1月7日、調査委員は道山委員、神宮司委員と私と、事務局から2人でした。 申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、県道512号東原大崎線沿いの九州昭和産業有明農場からすぐ近くの南側でした。 昭和56年に父が亡くなって以降現在まで30年以上耕作されておらず、原野化したものでした。 周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側も雑種地、南側は田、西側は雑種地です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第8、議案第5号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。

主任主査 中尾	<p>次に、日程第9、議案第6号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第6号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>番号1の願出人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町野井倉字木森5238番1田 523㎡でございます。</p> <p>申請地は、志布志市立有明中学校から市道20号吉村・押切線を南へ約2.8キロメートル進んだところの信号のある交差点のところにある〇〇の精米所がある土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、矢野委員、永屋委員、樽野委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第6号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第7号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第7号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p>
次長兼係長 高迫	

議案書は、25ページから29ページとなっております。

最初に25ページの総括表についてご説明致します。

公告日は平成31年1月31日で、田が9,670㎡、畑が35,641㎡です。所有権を移転する者7人、所有権の移転を受ける者6人であり、売買によるものです。

次に、26から29ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。

26ページの番号1の所有権を移転する者は、鹿屋市笠之原町〇〇番地〇の〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で2,484㎡の畑で、土地代金は100万円です。移転時期等につきましては、平成31年2月12日を予定しております。

次に番号2の所有権を移転する者は、始良市平松〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、エンジンの規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で1,969㎡の田で、土地代金は2筆で68万9,150円です。移転時期等につきましては、平成31年2月12日を予定しております。

次に番号3の所有権を移転する者は、東京都東村山市恩多町〇丁目〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、エンジンの規模拡大を図るということです。

設定面積は、5筆で4,971㎡の田で、土地代金は173万9,850円です。移転時期等につきましては、平成31年2月12日を予定しております。

次に27ページ、番号4の所有権を移転する者は、肝属郡肝付町後田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、水稻の規模拡大を図るということです。

設定面積は、4筆で2,730㎡の田で、土地代金は50万円です。移転時期等につきましては、平成31年2月13日を予定しております。

次に28ページ、番号5の所有権を移転する者は、愛知県あま市七宝町川郡六反田〇〇番地 〇〇-〇〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町内之倉の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんで、飼料畑の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で4,632㎡の畑で、土地代金は138万円です。移転時期等につきましては、平成31年2月13日を予定しております。

		<p>次に番号6の所有権を移転する者は、志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町内之倉の〇〇さんで、飼料畑の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、8筆で24,558㎡の畑で、土地代金は700万円です。移転時期等につきましては、平成31年2月13日を予定しております。</p> <p>次に29ページ番号7の所有権を移転する者は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、お茶の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で3,967㎡の畑で、土地代金は150万円です。移転時期等につきましては、平成31年2月12日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p> <p>(事務局 説明)</p>
主幹兼係長	新村	<p>議案第7号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、30ページから53ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書30ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成31年1月31日で、始期は平成31年2月1日となります。</p> <p>設定期間が、2年から50年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が3万7,950㎡、畑が14万1,052㎡で、樹園地が2万1,391㎡で、合計しますと20万393㎡となり、うち更新分は5万5,008㎡となっております。</p>

		<p>利用権の設定をする者の数が50名で、利用権の設定を受けようとする者の数が32名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より18名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、31ページ～51ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書52ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成31年1月31日で、始期が平成31年2月1日であります。設定期間は10年です。地目別の内訳は、畑が6,486㎡となっております。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は2名であります。</p> <p>詳細につきましては、53ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第7号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に31ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(吉野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、31ページ、番号1番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場		<p style="text-align: center;">(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場		<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">(吉野委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、番号2番を審議いたします。</p>

		<p>番号2番は、坂元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、坂元委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(坂元委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、31 ページ番号2番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで坂元委員の入室を許可します。</p> <p>(坂元野委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、31 ページ、番号3番から、51 ページ、番号56番までと、30 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>53 ページ、番号1番から番号2番までと、52 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第10、議案第7号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づくあつ</p>

<p>次長兼係長 高迫</p>	<p>せん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第8号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は55ページとなっています。</p> <p>55ページ、番号1番の申出者〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町新橋字池田1889番2 田1,988㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、曾於街道を末吉方向へ進み松山温泉入り口手前を右折して直進して行くと、まこも公民館があります。その防火水槽の手前を右折して集落道を500m程行くと、井手間橋があります。その手前を鋭角に曲がり、約100mすすんだところにあっせんの田があります。</p> <p>現在、田は、何も耕作してありません。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたします。</p> <p>番号2番の申出者〇〇さんは、大阪府大阪市淀川区塚本〇丁目〇〇番〇の〇〇号にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町野井倉字井手上3110番5 田3,384㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、有明本庁舎から県道志布志有明線に出て、蓬原橋方向へ約650m進んだ所を右折して、さらに農道を450m行った所に四差路があります。そこを左折し、右側2番目の田になります。現在、田は何も作付けはしてありません。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、坂中委員と上野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>

議長

山下

異議なしと認めます。

よって、日程第 11、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。

指名された委員の方々は、よろしく願いいたします。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。